



夫婦問題におけるADRの活用について (Alternative Dispute Resolution)

一般社団法人家族のためのADR推進協会

DV事案（高葛藤）でのADR活用事例



◆ DVの態様

- ・ 夫から妻に対し、数年間にわたって、殴る蹴るの暴力
- ・ 警察沙汰になったことも（逮捕歴あり）
- ・ 子どもら（8歳、15歳）に対する暴力もあり



◆ 妻の状況

- ・ 15歳の長男がいるため、シェルターが利用できない
- ・ 夫のことを考えるだけでつらい。同じ建物内にいると想像しただけで動悸が激しくなる

◆ そんな妻がADRを希望した理由

- ・ 夫を怒らせたくない（夫の職業上の問題、子どもらとの関係の問題）
- ・ 費用の問題（ある程度収入あり、でも弁護士費用は高くて払えない）
- ・ 同じ建物に入りたくない



DV事案（高葛藤）でのADR活用事例



◆ 調停期日まで

- ・相手方もあまり大げさには争いたくない→ADRに応じる旨返信あり
- ・妻から調停期日に対する要望が出される（顔を見たくない、声も聞きたくない）
- ・夫から夜間調停の希望→妻もかえってその方が都合がいいと同意

◆ 第1回及び第2回期日

- ・調停者が当事者と交互にスカイプをつないでの調停
- ・まずは、当面の生活費（婚姻費用）と面会交流についての話し合い
- ・2日間連続で協議

◆ 中間的合意

- ・妻の不安解消→当面の生活費を確保したことで安心。離婚したいが急いではいない
- ・夫の不安解消→裁判は避けられそう、子どもに会えた。でも離婚は決心できない
- ・婚姻費用の金額、面会交流の方法及び再協議時期を定めて合意



実際のADRの流れ（当センターの場合）



◆ 申立人による申立て

- ・行政機関、他士業、インターネット、法務省のHPからの申立て
- ・申立書の提出、費用の振込

◆ 相手方への連絡

- ・当センターから相手方への連絡（申立書の写し、ADRに関する説明文書、意向照会書を同封）
- ・相手方より調停を受ける、もしくは受けたくない旨の連絡（連絡がないことも）、費用の振込

◆ 調停の期日

- ・基本は同席調停、1回1時間程度（DV事案などは例外）
- ・申立人と相手方の主張を聞くところから
- ・ルールは1つ
- ・主張が平行する場合は調停案の提示

◆ 成立もしくは不成立

- ・成立の場合、合意書を作成→場合によっては公正証書を作成（ADR外）
- ・不成立の場合も、問題の焦点化が可能



ADRと裁判所の手続きの違い



◆ 費用

裁判所：印紙や切手のみ（多くの場合、数千円程度。でも弁護士に依頼すると一気に跳ね上がる）

ADR：各機関が決めた費用（機関によって異なる。多くの場合、裁判所より若干高い）

◆ 利便性

裁判所：解決まで長期間かかる、平日の日中のみ、遠方でも足を運ぶ必要あり

ADR：比較的短時間で解決、平日の夜間や休日にも利用可能、web会議システムの利用可能

◆ 専門性

裁判所：調停委員の質の差が著しい→利用者の満足度に影響

ADR：専門性を有した者だけが調停者資格を与えられる

◆ 強制力

裁判所：強制力強い（不出頭、強制執行）

ADR：強制力弱い、任意



よくある質問



◆ 離婚したくなくても利用できる？

→

◆ 途中でやめられる？

→

◆ 相手が同意していなくてもできる？

→

◆ 離婚をした後でもできる？

→

◆ 調停中や裁判中でもできる？

→

◆ どんなことが話し合える？

離婚条件、別居条件、修復条件、慰謝料、離婚後の諸々、内縁関係、養育費 など



ADRお勧めポイント



- ◆ 相手方も納得
- ◆ 成立率が高い
- ◆ 相紛争性が高まらない
- ◆ 同席調停
- ◆ 費用が安い



6

養育費確保の取り組みとADR（国）



- ◆ 法務大臣養育費勉強会（令和2年5月29日に取りまとめが発表）

「養育費問題に関する民間ADR、離婚前の即決調停・審判制度等の紛争解決制度を拡充し、その利用を促進すべきである。また、養育費問題に関する行政型ADR制度を創設することも考えていくべきである。（「法務大臣養育費勉強会取りまとめ」より）」

「将来的には、養育費・面会交流支援センターを設置し、養育費の相談支援や養育費紛争を取り扱うADRの機能とともに、面会交流の支援を、民間団体とも連携しながら、公費により行うことも考えられる。」

- ・養育費不払い解消に向けた検討会議
- ・不払い養育費確保のための支援に関するタスクフォース
- ・成長戦略フォローアップ2020



7



◆ 裁判外紛争解決手続(ADR) 利用助成

事業の目的・概要

- 離婚後の養育費、面会交流等に関する取決めをするため、弁護士法（昭和24年法律第205号）第31条の規定に基づき設立された**弁護士会**及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき法務大臣の認証を受けた**認証ADR事業者**が実施する**裁判外紛争解決手続（ADR）**の利用にあたり、1回目の調停期日までに必要な経費の一部を助成します。

助成対象経費

- 申立者（助成金の申請者）が負担する申込料、依頼料に相当する費用及び1回目の調停期日費用
- 相手方が負担する申込料、依頼料に相当する費用及び1回目の調停期日費用（ただし、申立者が相手方に代わって費用を負担した場合に限ります。）

